公益財団法人東京都農林水産振興財団　入札情報
【公表】

整理番号	108
契約番号	6農振財契第4001号
件名	令和7年度木質バイオマス発電による電力の売却（単価契約）
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都立川市富士見町3-8-1　公益財団法人東京都農林水産振興財団　立川庁舎
概要	公益財団法人東京都農林水産振興財団が所管する木質バイオマス発電装置で発電する電力を電力購入者に売却する。
売却期間	令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること（営業種目は問わない）。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年2月13日（木）　午前10時00分（入札期間は指名通知時に連絡）
希望申出期間	令和7年1月21日（火）午前10時から令和7年1月28日（火）午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1)　希望票〔様式あり〕（必要事項を記入） (2)　会社概要・実績一覧表〔様式あり〕（必要事項を記入） (3)　〇希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し 〇希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し（契約書・請書の写しなど）
備考	(1)　指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2)　指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3)　希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4)　指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5)　申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6)　関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札に参加することができません。 (7)　入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団　管理課　契約担当 住所　東京都立川市富士見町3-8-1 電話　042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団　管理課　企画係 住所　東京都立川市富士見町3-8-1 電話　042-528-0722

電力売却仕様書

1　件　　名　　令和７年度木質バイオマス発電による電力の売却（単価契約）

2　契約の種別　　単価契約（1ｋＷｈあたり単価）

3　目　　的　　この仕様書（以下「本仕様書」という。）は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「売払人」という。）が所管する木質バイオマス発電装置で発電する電力を電力購入者（以下「買受人」という。）に売却することを目的とする。

4　履行場所　東京都立川市富士見町３丁目８番１号
公益財団法人東京都農林水産振興財団　立川庁舎（別紙１参照）

5　売却期間　令和７年４月１日午前０時から令和８年３月 31 日午後 12 時まで

6　予定売却電力量　　219,000ｋＷｈ
※ただし、上記電力量は発電機の発電能力等を基に算出した予定量であり、売却電力量を保証するものではない。

7　発電方法
木質バイオマスチップを燃料とする「ガス化ーエンジン（ガスタービン）発電方式」

8　発電機の仕様
（１）形式
Volter40
（２）発電能力
ア　最高出力（発電）：45kW（内部電力消費量：４～５kW）
イ　最高出力（発熱）：100kW
ウ　最大電気出力範囲：１％ - 100％ 電気
エ　年間運転時間　　：7800 時間（最大）
（３）燃焼材
ア　燃料　　：木質チップ（切削チップ）
イ　燃料消費量：4.5 ㎥/日（最大出力時）
ウ　含水率　　：15%以下

9　系統連系（送配電事業者）
送配電網設備は、東京電力パワーグリッド株式会社が所有するものを使用する。

10　接続供給契約

（１）電力供給のため、別途、買受人と東京電力パワーグリッド株式会社との接続供給契約が必要となる場合は、買受人は買受人の負担で東京電力パワーグリッド株式会社との接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを売払人に提出するものとする。

（２）売払人は発電者として接続供給契約を遵守する。

（３）接続検討の申込については、売払人の負担で売払人が行う。売払人は買受人が接続供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、買受人が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

（４）接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、買受人が負担する。

11　電力の売却又は購入の中止又は制限

売払人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、電力の売却を中止、または制限できるものとする。

（１）売払人が東京電力パワーグリッド株式会社の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を供給できない場合

（２）売払人の施設の事故又は運営上の都合による場合

（３）その他保安上の必要がある場合

また、買受人は、東京電力パワーグリッド株式会社の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を購入できない場合、電力の購入を中止できるものとする。

12　売却開始日

売却開始日は、令和７年４月１日からとする。なお、発電設備設置工事の延長や送配電事業者に起因する事由、天候、用地交渉、停電交渉、その他のやむを得ない理由によって、売却開始日から電気を売払うことができない場合には、改めて関係事業者との協議により売却開始日を定めた上で、これを書面により通知し、売却を開始する。

13　電力の計量

（１）売却電力量の計量

送配電事業者が設置する受電用電力量計量器により行う。

なお、売却電力量に１ｋＷｈ未満の端数がある場合は、小数第１位を四捨五入するものとする。

（２）計量方法（検針）

受電用電力量計量器の検針は、送配電事業者が行い、買受人は当該検針の結果を送配電事業者から受領するものとする。

（３）受電用電力量計量器の故障における対応

受電用電力量計量器の故障が判明した際は、関係事業者との協議により、故障期間中の売却電力量を決定する。

14　売却料金の算定

13 により計量された売却電力量に、１キロワット時（ｋＷｈ）あたりの契約単価（消費税相当額を含む）を乗じた金額を売却料金とする。売却料金の計算における金額の単位は１円とし、その端数は切り捨てるものとする。

なお、消費税相当額とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課される消費税及び地方消費税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により課される地方消費税に相当する金額の合算額をいう。

15　納入方法

買受人は、買受代金を、売払人が定める請求書により、その定められた納期限までに納めなければならない。

16　発電機の停止

定期的な保守点検、または故障等による修繕等が発生した場合は、発電機の機能を一時停止するものとする。

17　契約内容の変更等

必要があるときは、売払人は買受人と協議の上、本契約の内容を変更し、又は一時中止させることができる。

また、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、買受人と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

18　契約の解除

以下の事由が発生した場合は、契約を解除する。

（１）事業の中止若しくは廃止により、電力の売却を停止したとき

（２）買受人が、反社会的勢力との関わりをもっていることが判明したとき

（３）その他本契約に違反したとき

19　契約解除に係る違約金

次の各号のいずれかに該当する場合には、買受人は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として納付しなければならない。

（１）18の（２）及び（３）により本契約が解除された場合

（２）契約内容の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰す事由によって契約内容について履行不能となった場合

（３）次の各号に掲げるものが本契約を解除した場合は、前号に該当する場合とみなす。

ア　買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

イ　買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定により選任された管財人

ウ　買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定により選任された再生債務者等

20　協議解除

必要があるときは、売払人は買受人と協議の上、本契約を解除することができる。本契約の解除より、売払人が買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

21　契約期間満了時等における引継事務

買受人は、本契約の満了又は解除があった場合には、次に売払人と本契約を締結する者に対して、名義に変更等、必要な事務を遅滞なく行うものとする。

22　情報通信の技術を利用する方法

本契約において、書面に行われなければならない手続きについては、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法を用いて行うことができる。ただし、その方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

23　売却電力量

本契約において、売却電力量が予定量を超える場合は売払人と買受人が協議する。また、売却電力量が予定量に達しない場合には、納入期間の満了をもって契約を終了とする。

24　その他

（１）買受人は、契約の履行に関して知り得た機密情報を第三者に漏らし、又は他の用途に利用してはならない。契約期間の終了後においても同様とする。

（２）暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

（３）買受人は、本契約により生じる権利義務を譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、売払人の承認を得た場合はこの限りではない。

（４）買受人は、本契約に履行にあたってその全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。

（５）本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、売払人及び買受人は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。

25　担当部課

公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

（TEL）042-528-0722

（E-mail）zaidan-kikaku@tdfaff.com

直線距離
おおよそ800m
最寄駅
西立川
ウエルシア西立川駅南口店
ログイン
噴水
昭島市立昭和公園
昭和公園 陸上競技場
からみそラーメン ふくろう 西立川店
和食さと 西立川店
立川市社会福祉協議会
ローソン 昭島東町三丁目店
栗歩と芋こ 立川店
セブン-イレブン 昭島東町4丁目店
地方独立行政法人東京都立産業技術研究...
東京都農林総合研究センター
立川南通り
Kaeru Bagel
立川市歴史民俗資料館
ファミリーマート 立川富士見通り店
富士見町
残堀川
中華そば くるま
サイテツ 多摩営業所
スズキ自販南東京 スズキアリーナ昭島
地域密着、地元に根ざしたお店
丸亀製麺昭島
ローソン 立川富士見町六丁目店
立川松栄寿司
立川市立立川第八中
たちかわ創造舎
Google
地図データ ©2023 日本 利用規約 プライバシー フィードバックの送信 200 m

西立川
ファミリーマート
スーパーマーケット
調剤薬局
コインパーキング
産業サポートスクエア
ENEOS
ローソン
メルシー
産業サポート スクエア・TAMA
井上レディースクリニック
北門
庁舎
正門
奥多摩街道
富士見町一丁目
富士見町三丁目
残堀川
ファミリーマート
新生小学校前
立川富士郵便局
新奥多摩街道
富士見町交番
富士見町六丁目

別紙１